

東大阪市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、東大阪市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学校教育に関する団体の代表者
- (3) 労働者の団体の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨

時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する

委員が、その職務を代理する。

- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

- 第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集等)

- 2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の子ども・子育て会議の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における子ども・子育て会議の運営は、市長が行う。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表自立支援協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	8,000円
-------------	----	--------

東大阪市子ども・子育て会議運営に関する指針（案）

（会議の招集）

第1条 東大阪市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

（代理者の出席等）

第2条 会長は、委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（会議の公開等）

第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第4条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名 (代理者が出席した場合は、その旨を含む)

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときはその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(協力の依頼)

第 5 条 子ども・子育て支援法第 7 6 条第に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(雑則)

第 6 条 この指針に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 第 1 条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この指針は、平成 2 5 年 月 日から施行する。

東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、東大阪市子ども・子育て会議の傍聴にかかる手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

(1) 傍聴者の定員については、概ね5名程度とする。

(2) 傍聴の手続については、傍聴希望者が担当課の定める日までに、住所、氏名及び電話番号を記載した傍聴申込書を原則としてファックス又はメールを送付することにより行うものとする。

(3) 傍聴希望者が定員を超える場合にあっては、抽選の方法により決定する。

(4) 傍聴者を決定した場合は、その可否にかかわらず本人に通知するものとする。

(傍聴できない者)

第3条

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前各号のほか委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条

(1) 私語、談話又は拍手等をしないこと。

(2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(3) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(雑則)

第 8 条 この指針に定めるもののほか、第 1 条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(細目)

第 9 条 この指針の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

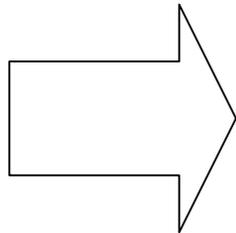
この指針は、平成 2 5 年 7 月 2 5 日から施行する。

子ども・子育て支援新制度 国の動向概要

平成25年8月2日

1. 子育てを取り巻く現状

- 深刻な少子高齢社会
- 核家族化に伴う孤立化
- 深刻な待機児童数の増加
(特に0歳～2歳児)
- 放課後児童クラブの不足
- 「小1の壁」
- 子育ての孤立感・負担感の増加
- 地域力の低下



子ども・子育て関連3法で改善を図る

2. 子ども・子育て関連3法のポイント

- ①新幼保連携型認定こども園制度の創設
⇒従来の幼稚園、保育所・園別々の基準・法体系に基づく設置・監督から
設置・監督基準を一本化
- ②幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所・園等を通じた共通の給付
⇒幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所・園を通じてすべての子どもに
幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を行う(施設型給付・地域型保
育給付)
- ③地域の子ども・子育て支援の充実
⇒妊娠期から小学6年まで家庭における子育て支援を地域全体で支える

3. 施策展開の具体的イメージ

①待機児童の解消

⇒0才～2才児の受け皿として幼保連携型の
認定こども園・小規模保育・家庭的保育

②放課後児童クラブ対象年齢見直し

③一時預かり、病児病後児保育、休日夜間保育などの拡充

④安心して子どもを産み育てやすくするための 妊娠期からの相談支援の充実

4. 国の検討状況

- 子ども・子育て会議
(第1回4月26日、第2回5月31日、第3回6月21日、
第4回7月5日、第5回7月26日)
- 子ども・子育て会議基準検討部会
(第1回5月8日、第2回6月28日、第3回7月25日)
- 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会
(第1回5月29日、第2回6月26日)

5. 子ども・子育て会議の検討内容①

・基本指針の策定

⇒すべての子どもに対し、すこやかな育ちを等しく保証するため、良質かつ適切な内容及び水準の教育と保育を目指す

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

◎制度に関する基本的事項の提示

◎記載事項の整理

⇒(1)ワークライフバランスの視点

(2)子どもを中心に据えた施策の位置づけ

(3)教育と保育における高い質と量の確保

子ども・子育て会議の検討内容②

・保育の必要性、必要量、優先順位

◇保育の必要性の認定

⇒教育のみ<1号>

保育の必要性あり(3-5歳)<2号>

保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

※保育の必要性は、本人の事由による判断、
就労以外の事由も加味

子ども・子育て会議の検討内容③

- ・確認制度について
（定員の考え方を中心に）
- ・ニーズ調査の検討
⇒国・都道府県のたたき台をもとに必要量の
見込みを調査、事業計画に反映

6. 基準検討部会の検討内容

- 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準
- 地域型保育事業の認可基準について
- 公定価格・利用者負担について
- 地域子ども・子育て支援事業について
- 需給調整

7. 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 (社会保障審議会児童部会)

主な検討事項

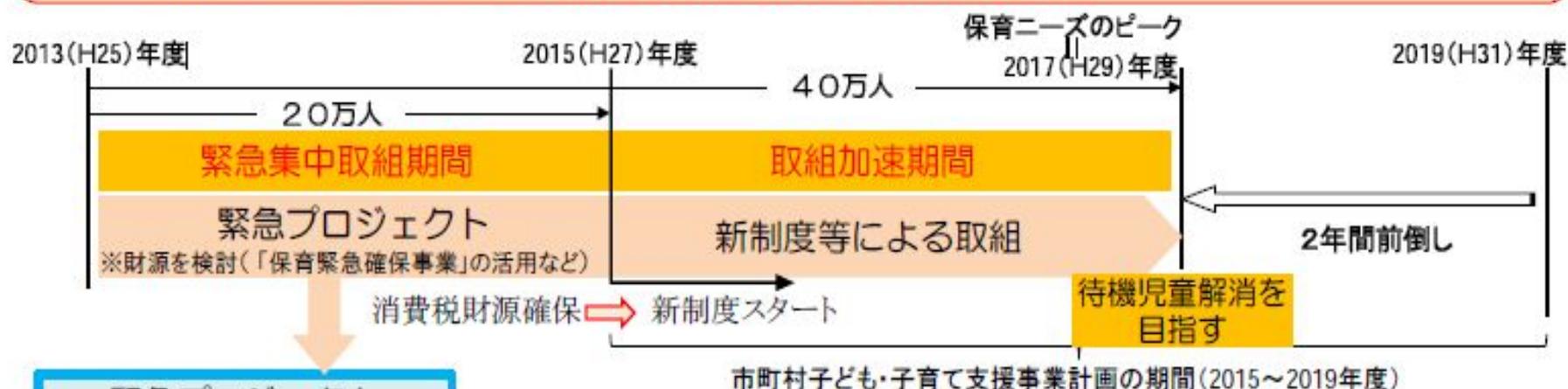
- 放課後児童クラブの基準について
 - 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容(「施設、開所日数、開所時間など」)
 - 放課後児童クラブガイドラインで示している内容(例えば、関係機関・地域との連携についての事項、安全対策についての事項等)

待機児童解消加速化プラン

資料7

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

取組自治体

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

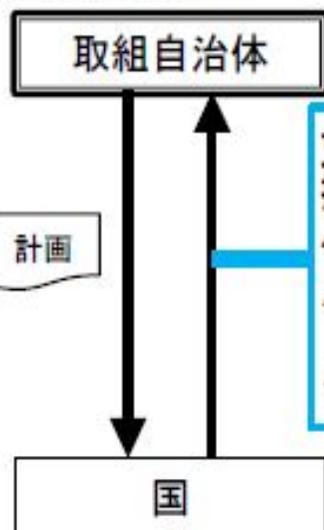
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

8. 待機児童解消加速化プラン

○市が参加を予定しているメニュー

- ・幼稚園の預かり保育改修

 - ⇒ 幼保連携型認定こども園

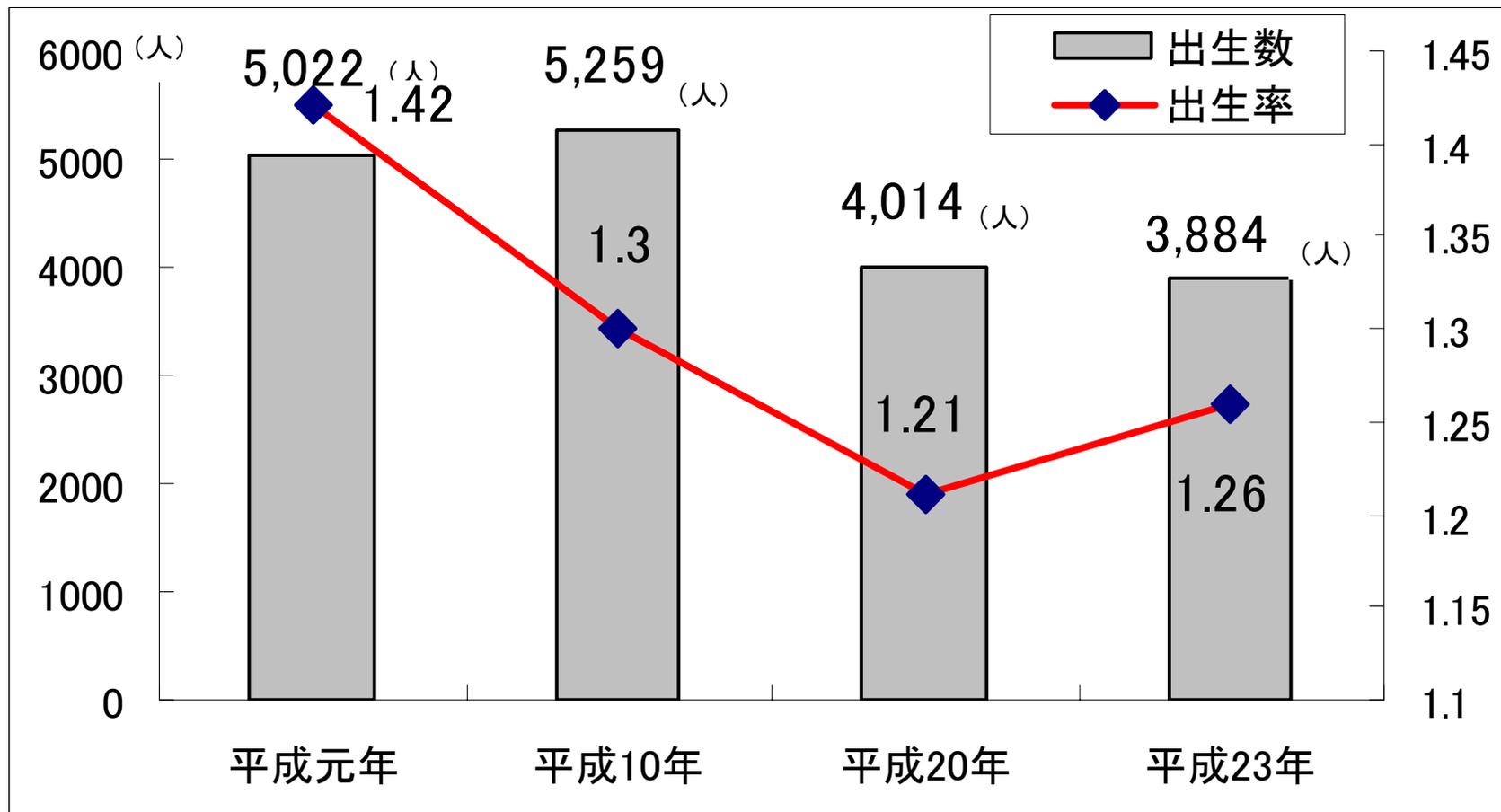
- ・認可外保育施設運営支援事業

 - ⇒ 小規模保育

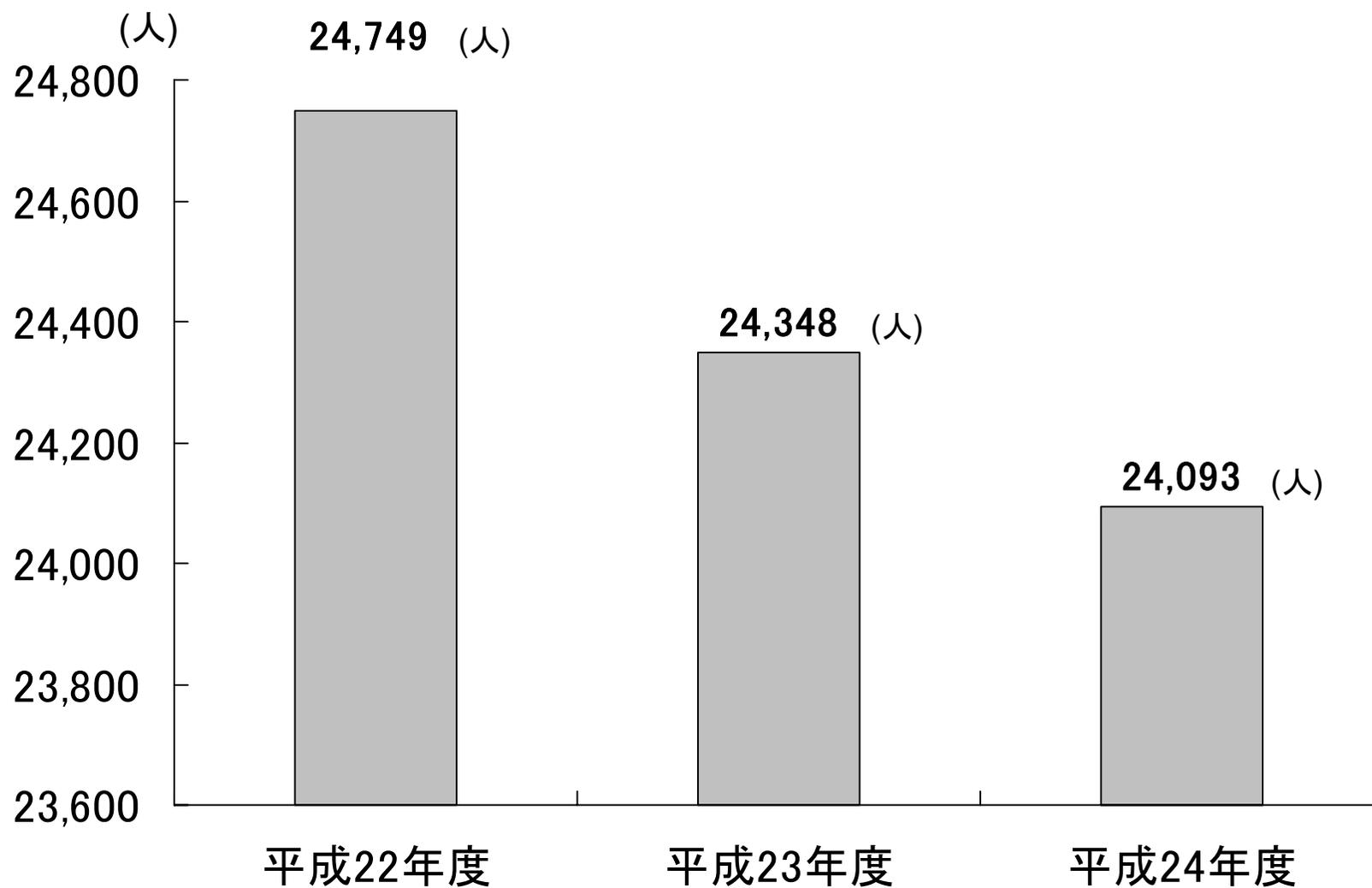
などを検討

東大阪市の子育てを取り巻く状況と課題について

本市の出生数と出生率

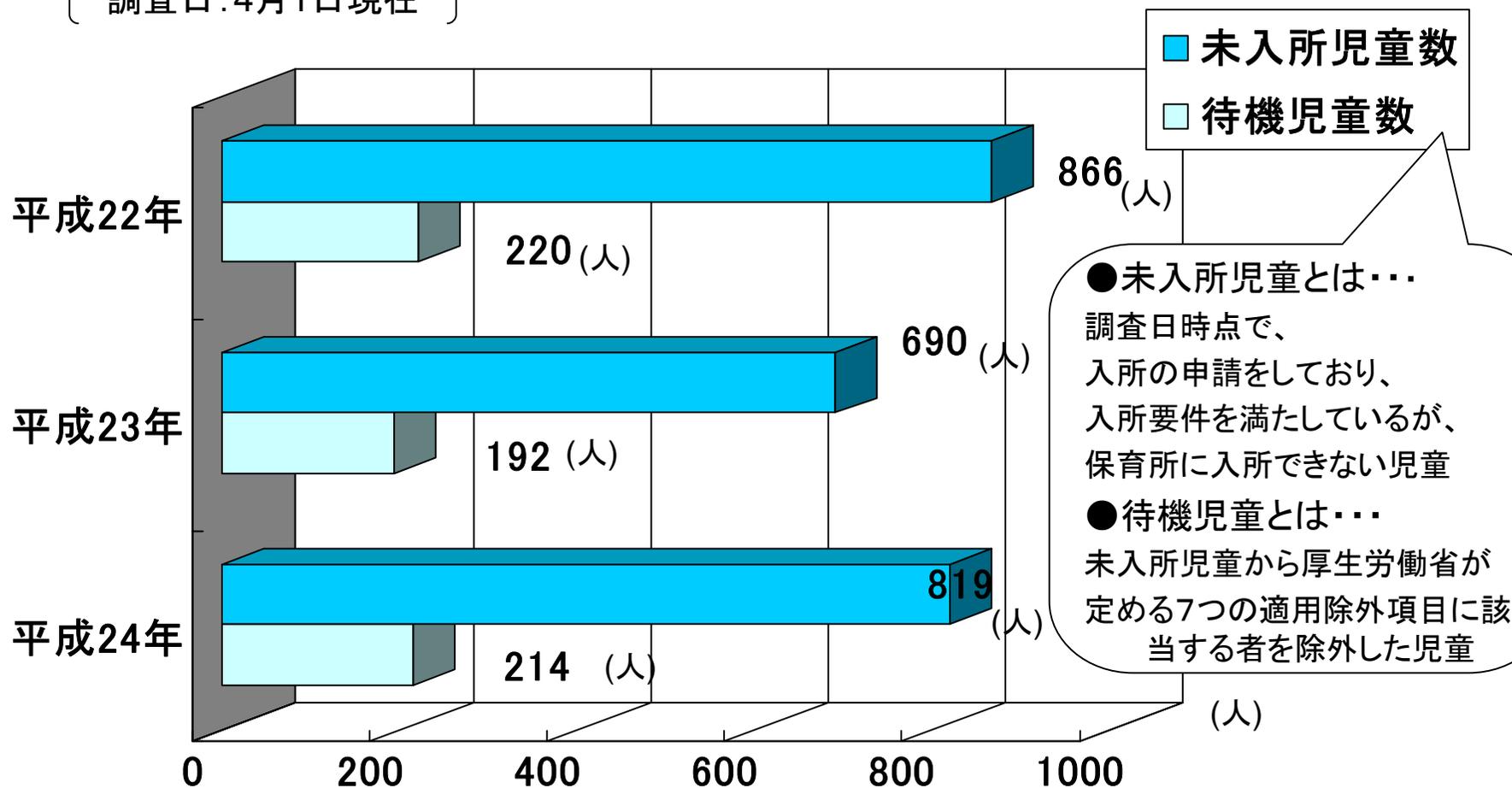


就学前児童数(0歳～5歳児)

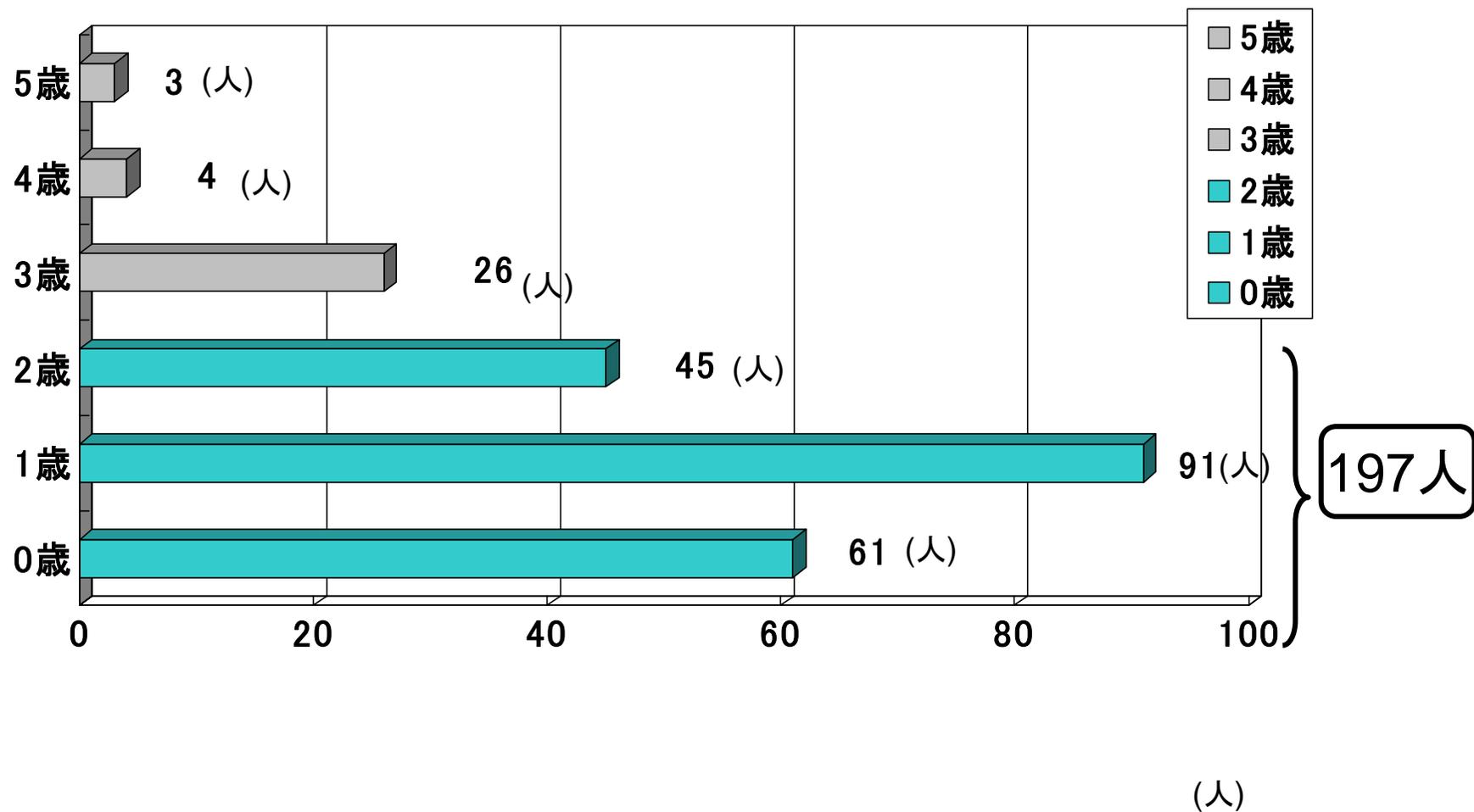


待機児童数の推移

〔 調査日:4月1日現在 〕



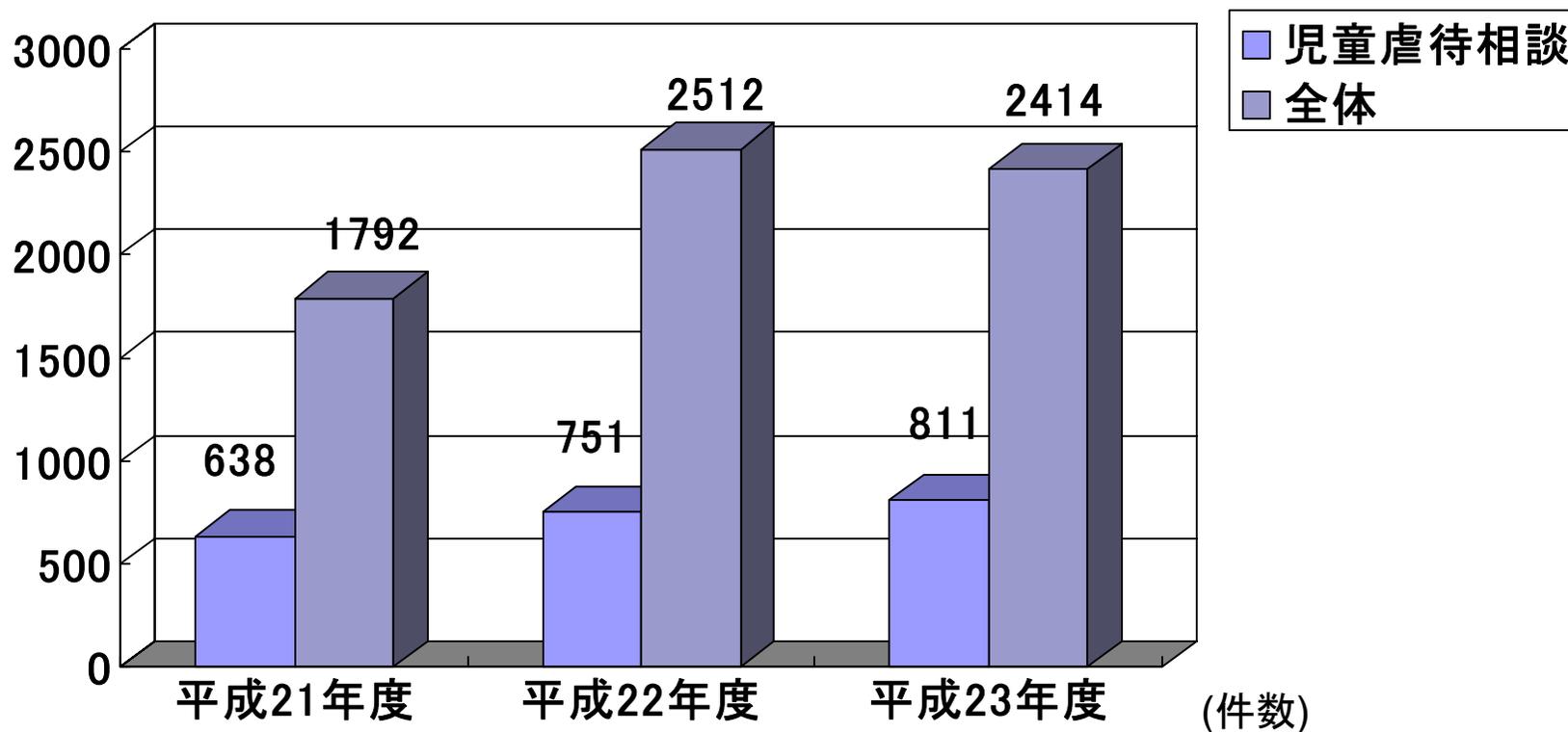
平成25年 年齢別待機児童数

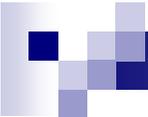


・在宅児童数の現状(平成24年度)

	就学前 児童数	保育所 入所数	幼稚園 入園数	合計	在宅児童数
0歳	3,792人	530人	—	530人	3,262人
1歳	3,848人	1,026人	—	1,026人	2,822人
2歳	3,862人	1,298人	—	1,298人	2,564人
3歳	3,983人	1,479人	1,466人	2,945人	1,038人
4歳	3,987人	1,507人	2,267人	3,774人	213人
5歳	4,222人	1,539人	2,499人	4,038人	184人
合計	23,694人	7,379人	6,232人	13,611人	10,083人

家庭児童相談室における相談件数





○留守家庭児童育成クラブの現状と課題

[現状]

「地域運営委員会」方式とし、53の小学校で開設

[児童福祉法改正による課題]

1 対象児童の拡大

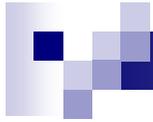
おおむね10歳未満の児童から小学校6年生までに拡大

2 設備・運営基準の条例化

国が省令で基準を定め、これを踏まえ市条例で基準を定める
(従事する者の資格、開所日数・時間など)

3 民間事業者の参入

民間事業者が放課後児童クラブを開設する際の市への届け出義務化
市は報告徴収・検査等や事業の制限・停止命令等が可能となる



留守家庭児童育成クラブ入会状況					留守家庭児童育成クラブ実施状況		
平成25年5月1日現在							
学年	入会児童数 (A)	入会児童の内 障害者の数	市立小学校 在籍児童数(B)	入会児童割合 (A/B)		平成24年度	平成25年度
1年生	1,173名	28名	3,874名	30.3%	クラブ数	53クラブ	53クラブ
2年生	874名	36名	3,767名	23.2%	空き教室	29施設	29施設
3年生	621名	44名	4,037名	15.4%	専用施設	24施設	24施設
4年生	17名	17名	4,067名		指導者数	360名	370名
5年生	9名	9名	4,288名		在籍児童数	2,673名	2703名
6年生	9名	9名	4,483名		待機児童	47名	62名
合計	2,703名	143名	24,516名	22.8%	市助成金 (予算額)	389,110千円	403,410千円

趣旨・目的

放課後児童クラブガイドラインについて

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場として、いる子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
9. 関係機関・地域との連携
10. 安全対策
11. 特に配慮を必要とする児童への対応
12. 事業内容等の向上について
 - ・ 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、又は受講させること。
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
13. 利用者への情報提供等
14. 要望・苦情への対応

本市幼稚園の現状について

H25.8.2

学校管理部 学事課

1. 教育委員会の幼稚園施策について

- ① 「東大阪市の今後の幼稚園施策のあり方について」(報告)

平成21年3月 幼稚園問題検討委員会

- ② 「東大阪市の今後の幼稚園施策にかかる基本方針」

平成23年3月

※ 基本方針で示された主な内容

- ☆ 幼稚園規模の適正化と幼・小の連携強化

適切な集団教育のあり方を目指す中での公立幼稚園の統合
(学びと発達の連続性を確保)

- ☆ 保護者負担の適正化と公私間較差の縮小を図る

公立幼稚園の保育料の見直し(入園料+保育料)

公立 年間 83,000円

私立 年間 310,670円 (H25 22園平均)

2. 幼稚園の現状

- ・ 園児数
- ・ 公立4歳児抽選倍率
- ・ 預かり保育

東大阪市の今後の幼稚園施策に係る基本方針

平成23年3月

東大阪市教育委員会

はじめに

幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために極めて重要なものです。とりわけ幼稚園での教育は幼児期における教育を担う中心的な役割を果たしており、東大阪市においては、従前から公立幼稚園と私立幼稚園との協調を基本として、両方で幼稚園教育を担ってきました。

教育委員会では、少子化や核家族化をはじめとする著しい社会構造の変化の中で、東大阪市の幼稚園教育の課題に対応するとともに行財政改革の課題に対応した今後の幼稚園施策のあり方について意見を聞くため、平成20年6月に外部有識者等からなる幼稚園問題検討委員会を設置しました。

同委員会では、本市の幼稚園に対する課題を概観した上で、今後の公立幼稚園のあり方について検討を行い、「東大阪市の今後の幼稚園施策のあり方について」の報告書をまとめました。

教育委員会では、この報告書を最大限尊重し作成した「東大阪市の今後の幼稚園施策の基本方針（案）」に対して市民の皆様から意見を聴くため、パブリックコメントを実施しました。

意見の中には、批判的な意見も多くありましたが、就労される女性の増加と少子化の進行に伴い、幼稚園に就園を希望される幼児が年々減少し、大部分の公・私立幼稚園では、定員割れが起こっています。

こうした状況において従前通りに公私協調を基本に、公・私立幼稚園が、それぞれの役割を果たしながら就園機会の確保を図り、本市の幼稚園教育を充実・発展させるためには、公立幼稚園が抱える課題の見直しを進める必要があることから、今回「基本方針」を策定したものです。

今後は、社会経済状況等を十分勘案しながら、この基本方針に基づき具体的な検討に着手していきます。

基本方針の主旨

この基本方針は、幼稚園問題検討委員会から報告された東大阪市の幼稚園施策の見直しの方向を東大阪市の今後の幼稚園施策に係り重点的に推進する柱とし、教育委員会の基本的な考え方をまとめたものです。

今後、教育委員会では、この柱を中心に幼児にとって望ましい教育環境の充実を図るとともに、集団の中で学習や遊びを通じて一人ひとりの幼児が発達に必要な経験が得られるよう家庭や地域社会と連携を図りながら計画的に幼稚園教育の充実に努めます。

1. 幼稚園問題検討委員会からの報告

(1) 公立幼稚園運営の効率化

- ① 少子化の進行と保育所へのニーズの移行に伴い、幼稚園の就園児数が減少している中、公立幼稚園に対する公費負担は私立幼稚園に比べて高く、また、公立幼稚園の規模等において運営が非効率となっている中で、より効率的な運営形態に見直しを行うこと。
- ② 市の方針として「民営化の検討」が掲げられているが、幼稚園数を維持したままの民営化は、必ずしも効率化につながらず、従前からの公私協調の基本を崩すおそれがあり、適当ではありません。このため、幼稚園運営条件の公私間の均衡と公立幼稚園の適正配置を図るため、公立幼稚園を「統廃合」の方法により見直しを行うこと。
- ③ 公立幼稚園の統廃合に当たっては、次の点を基本に見直しを行う。
 - ア 統廃合を行う園を決定する場合は、地域の幼児数の今後の推移を十分見極め、規模が過小である幼児年齢の学級が単学級で

ある園について、集団教育の効果を考慮し、進級により集団が変わる可能性も含めて、複数学級が設けられるだけの園の規模になるよう統合すること。

イ 公立幼稚園は、地域に根ざした教育を行ってきた実績があること、また、現在の通園実態（徒歩又は自転車）を考慮し、通園にかかる負担が大きくなならないよう近接する小規模園と統合すること。

ウ 集団教育の効果を考慮する中で、統廃合を行う場合は、待機児が多くなならないよう一定範囲で幼稚園施設規模の充実拡大を図ること。

エ 特別支援教育充実のため、公立幼稚園の教育活動の中で実践しやすいよう、統廃合の際には、園の配置に十分留意すること。

(2) 保護者負担の見直し

- ① 公立・私立幼稚園の保護者負担較差を縮小するための方法として、公立幼稚園の保育料を引き上げる見直しが必要であり、引上げ幅は、他都市との均衡を考慮し、また、経済状況を十分勘案しながら保育料を定めること。
- ② 東大阪市の幼稚園行政は、私立幼稚園に就園する幼児も視野に入れるべきであり、公私間較差の是正は、公立幼稚園の保育料の引上げとともに、私立幼稚園就園児に対する「私立幼稚園就園補助金」の改善も併せて行うこと。

2. 基本方針とその考え方

- (1) 幼稚園教育の推進のため、幼稚園規模の適正化と小学校との連携強化を図る。

今日の核家族化に代表されるように、幼児を取り巻く人間関係が希薄となっている状況において、適正規模の幼稚園では集団活動や園行事等の適切な集団教育が行え、一人ひとりの幼児が発達に必要な経験を得ることで、より充実した就学前の教育活動を進めることができると考えます。

幼稚園の適正規模の範囲については、教育面から集団での遊びや学習が十分行える幼児数が必要であるとともに、学校教育法に明記されている幼稚園の目的である「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」観点から、小学校と連携して幼稚園教育から小学校教育へと続く学びと発達の連続性を確保することが求められており、幼児が小学校での集団活動にスムーズに移行できるよう、進級により集団が変わる可能性も含めて、複数学級が設けられるだけの規模とすることが望ましいと考えます。

- (2) 就園機会確保のため、幼稚園の保護者負担の適正化と公私間較差の縮小を図る。

公私間の保護者負担の較差が課題となっている現状のもと、較差の縮小を図ることで、より保護者は、教育に対する考え方、子どもの状態、ライフスタイル等それぞれのニーズにより、公立幼稚園又は私立幼稚園それぞれの特色に基づき選択がしやすくなり、ひいては就園機会の確保にもつながると考えます。

平成25年度 東大阪市立幼稚園園児数

学校管理部 学事課
(平成25年5月1日現在)

項目	4歳児				5歳児				合計			
	園児数			学級数	園児数			学級数	園児数			学級数
	男	女	計		男	女	計		男	女	計	
縄手南幼稚園	19	13	32	1	22	27	49	2	41	40	81	3
縄手幼稚園	16	11	27	1	16	5	21	1	32	16	48	2
縄手北幼稚園	16	13	29	1	12	12	24	1	28	25	53	2
枚岡幼稚園	41	49	90	3	34	44	78	3	75	93	168	6
石切幼稚園	28	19	47	2	27	28	55	2	55	47	102	4
孔舎衙幼稚園	33	27	60	2	39	30	69	2	72	57	129	4
池島幼稚園	9	11	20	1	23	13	36	2	32	24	56	3
北宮幼稚園	27	27	54	2	35	33	68	3	62	60	122	5
若江幼稚園	19	15	34	1	22	14	36	2	41	29	70	3
成和幼稚園	17	18	35	1	29	18	47	2	46	36	82	3
英田幼稚園	24	20	44	2	37	27	64	2	61	47	108	4
玉串幼稚園	9	16	25	1	18	11	29	1	27	27	54	2
岩田幼稚園	27	27	54	2	38	36	74	3	65	63	128	5
小阪幼稚園	18	16	34	1	18	18	36	2	36	34	70	3
高井田幼稚園	13	14	27	1	14	13	27	1	27	27	54	2
意岐部幼稚園	16	11	27	1	18	23	41	2	34	34	68	3
弥刀東幼稚園	10	12	22	1	16	15	31	1	26	27	53	2
長瀬西幼稚園	10	10	20	1	10	13	23	1	20	23	43	2
菱屋西幼稚園	11	2	13	1	11	8	19	1	22	10	32	2
合計	363	331	694	26	439	388	827	34	802	719	1521	60

公立幼稚園年度別4歳児抽選倍率

各年度共10月1日現在

入園年度 幼稚園名	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				備考
	申込者数	当選者数	補欠者数	倍率																					
縄手南幼稚園	58	58	0	0.83	55	55	0	0.79	33	33	0	0.47	43	43	0	0.61	47	47	0	0.67	30	30	0	0.43	
縄手幼稚園	23	23	0	0.66	31	31	0	0.89	25	25	0	0.71	34	33	0	0.97	22	22	0	0.63	26	26	0	0.74	
縄手北幼稚園	34	34	0	0.97	32	32	0	0.91	33	33	0	0.94	37	35	2	1.06	20	20	0	0.57	28	28	0	0.80	
枚岡幼稚園	99	99	0	0.94	116	105	11	1.10	84	84	0	0.80	104	104	0	0.99	76	76	0	0.72	93	93	0	0.89	
石切幼稚園	76	70	6	1.09	63	63	0	0.90	62	62	0	0.89	60	60	0	0.86	52	52	0	0.74	53	53	0	0.76	
孔舎衙幼稚園	82	70	12	1.17	85	70	15	1.21	74	70	4	1.06	79	70	9	1.13	71	70	1	1.01	62	62	0	0.89	
池島幼稚園	39	35	4	1.11	32	32	0	0.91	35	35	0	1.00	35	35	0	1	31	31	0	0.89	20	20	0	0.57	
東地区小計	411	389	22	0.98	414	388	26	0.99	346	342	4	0.82	392	380	11	0.93	319	318	1	0.76	312	312	0	0.74	
北宮幼稚園	71	70	1	1.01	64	64	0	0.91	74	70	4	1.06	79	70	9	1.13	70	70	0	1.00	53	53	0	0.76	
若江幼稚園	54	35	19	1.54	41	35	6	1.17	38	35	3	1.09	37	35	2	1.06	35	35	0	1.00	38	35	3	1.09	
成和幼稚園	58	35	23	1.66	52	35	17	1.49	49	35	14	1.40	50	35	15	1.43	43	35	8	1.23	50	35	15	1.43	
英田幼稚園	88	70	18	1.26	86	70	16	1.23	56	56	0	0.80	60	60	0	0.86	61	61	0	0.87	48	48	0	0.69	
玉串幼稚園	35	35	0	1.00	41	35	6	1.17	35	35	0	1.00	30	30	0	0.86	26	26	0	0.74	28	28	0	0.80	
岩田幼稚園	83	70	13	1.19	81	70	11	1.16	51	51	0	0.73	59	59	0	0.84	77	70	7	1.10	60	60	0	0.86	
中地区小計	389	315	74	1.23	365	309	56	1.16	303	282	21	0.96	315	289	26	1	312	297	15	0.99	277	259	18	0.88	
小阪幼稚園	43	35	8	1.23	38	35	3	1.09	31	31	0	0.89	43	35	8	1.23	37	35	2	1.06	35	35	0	1.00	
高井田幼稚園	22	22	0	0.63	28	28	0	0.80	24	24	0	0.69	31	31	0	0.89	21	21	0	0.60	24	24	0	0.69	
意岐部幼稚園	38	35	3	1.09	41	35	6	1.17	35	35	0	1.00	46	35	11	1.31	46	35	11	1.31	28	28	0	0.80	
弥刀東幼稚園	28	28	0	0.80	27	27	0	0.77	29	29	0	0.83	28	28	0	0.8	25	25	0	0.71	22	22	0	0.63	
長瀬西幼稚園	46	35	11	1.31	32	32	0	0.91	24	24	0	0.69	29	29	0	0.83	23	23	0	0.66	18	18	0	0.51	
菱屋西幼稚園	22	22	0	0.63	27	27	0	0.77	23	23	0	0.66	12	12	0	0.34	16	16	0	0.46	12	12	0	0.34	
西地区小計	199	177	22	0.95	193	184	9	0.92	166	166	0	0.79	189	170	19	0.9	168	155	13	0.80	139	139	0	0.66	
合計	999	881	118	1.06	972	881	91	1.03	815	790	25	0.86	896	839	56	0.95	799	770	29	0.85	728	710	18	0.77	

倍率=申込者数÷定数

平成25年度 東大阪市私立幼稚園 園児数等調一覧

平成25年5月1日 現在

幼稚園名	定員										実員													
	合計		3歳児		4歳児		5歳児		複式学級		合計		満3歳児		3歳児		4歳児		5歳児		うち新入園児数			
	定員	学級数	園児数	学級数	合計	3歳児	4歳児	5歳児																
青葉	285	9	75	3	105	3	105	3	0	0	74	5	0	0	20	2	28	2	26	1	27	19	8	0
朝陽ヶ丘	310	10	100	4	105	3	105	3	0	0	205	9			68	3	78	3	59	3	71	68	3	0
石切山手	630	21	170	7	230	7	230	7	0	0	400	15			111	5	132	5	157	5	123	111	12	0
大阪樟蔭女子大学附属	175	7	55	3	60	2	60	2	0	0	134	6			45	2	46	2	43	2	48	45	3	0
大阪商業大学附属	170	6	50	2	60	2	60	2	0	0	177	6			54	2	66	2	57	2	63	54	9	0
恵徳	210	7	70	3	70	2	70	2	0	0	173	7			70	3	52	2	51	2	73	70	3	0
源氏ヶ丘	285	9	75	3	105	3	105	3	0	0	221	10	3	1	61	3	71	3	86	3	58	47	10	1
鴻池学園	760	24	200	8	280	8	280	8	0	0	636	24			201	8	226	8	209	8	224	201	23	0
進修	120	5	40	2	50	2	30	1	0	0	94	5	0	0	36	2	19	1	39	2	30	30	0	0
進修第二	255	9	75	3	90	3	90	3	0	0	200	9	1	0	64	3	72	3	63	3	65	56	8	1
長栄	225	7	50	2	70	2	105	3	0	0	156	7			55	3	45	2	56	2	58	55	3	0
徳庵愛和	315	9	70	2	105	3	140	4	0	0	229	9			65	3	76	3	88	3	76	65	11	0
西堤	190	6	50	2	70	2	70	2	0	0	81	6			20	2	29	2	32	2	24	20	4	0
花園	280	8	70	2	105	3	105	3	0	0	240	9			73	3	85	3	82	3	88	73	15	0
東大阪大学附属	405	13	125	5	140	4	140	4	0	0	275	11			77	4	77	3	121	4	93	77	15	1
枚岡カトリック	240	8	48	2	96	3	96	3	0	0	148	6			43	2	50	2	55	2	50	43	6	1
松葉	350	12	100	4	125	4	125	4	0	0	324	12			93	4	110	4	121	4	104	93	10	1
みどり	95	3	25	1	35	1	35	1	0	0	95	4			27	2	33	1	35	1	28	27	1	0
森河内	155	6	45	2	55	2	55	2	0	0	120	6			34	2	38	2	48	2	39	34	5	0
桃の里	360	12	100	4	130	4	130	4	0	0	321	11			118	5	100	3	103	3	113	105	8	0
八戸の里	310	10	100	4	105	3	105	3	0	0	249	10			71	4	92	3	86	3	80	71	8	1
四葉	280	9	70	3	105	3	105	3	0	0	159	6			56	2	48	2	55	2	66	56	10	0
合計	6405	210	1763	71	2296	69	2346	70	0	0	4711	193	4	1	1462	69	1573	61	1672	62	1601	1420	175	6

※この資料の数値は速報値であり、確定値ではありません。

幼稚園名	納付金								その他納付金								
	入園一時金			経常的納付金				入園検定料	合計	給食費及びおやつ代	スクールバス代	用品代	預かり保育	PTA会費	遠足代	その他	合計
	入園金	施設設備費等	小計	保育料	施設設備費等	その他	小計										
青葉	¥60,000	¥0	¥60,000	※1 ¥300,000	¥0	¥0	¥300,000	¥0	¥360,000	¥0	¥0	¥39,800	¥200,000	¥4,300	¥0	¥0	¥244,100
朝陽ヶ丘	¥70,000	¥0	¥70,000	¥276,000	¥0	¥35,460	¥311,460	¥5,000	¥386,460	¥39,600	¥48,000	¥37,825	¥113,500	¥12,000	¥6,300	¥6,000	¥263,225
石切山手	¥60,000	¥20,000	¥80,000	¥264,000	¥0	¥76,400	¥340,400	¥10,000	¥430,400	¥50,000	¥46,000	¥43,555	¥0	¥6,000	¥2,500	¥0	¥148,055
大阪樟蔭女子大学附属	¥100,000	¥0	¥100,000	¥276,000	¥18,000	¥24,050	¥318,050	¥5,000	¥423,050	¥0	¥0	¥28,000	¥85,000	¥12,000	¥0	¥210	¥125,210
大阪商業大学附属	¥50,000	¥55,000	¥105,000	¥246,000	¥0	¥0	¥246,000	¥3,000	¥354,000	¥23,560	¥40,950	¥0	¥240,000	¥9,600	¥7,300	¥25,420	¥346,830
恵徳	¥60,000	¥10,000	¥70,000	¥264,000	¥12,000	¥210	¥276,210	¥5,000	¥351,210	¥11,130	¥44,000	¥42,900	¥102,000	¥6,000	¥4,500	¥760	¥211,290
源氏ヶ丘	¥50,000	¥0	¥50,000	¥228,000	¥0	¥32,000	¥260,000	¥0	¥310,000	¥0	¥0	¥31,000	¥214,050	¥8,400	¥1,700	¥2,700	¥257,850
鴻池学園	¥60,000	¥0	¥60,000	¥276,000	¥0	¥35,960	¥311,960	¥5,000	¥376,960	¥45,600	¥45,600	¥38,990	¥112,500	¥8,400	¥0	¥5,250	¥256,340
進修	¥60,000	¥10,000	¥70,000	¥240,000	¥0	¥8,920	¥248,920	¥0	¥318,920	¥43,200	¥41,000	¥33,150	¥108,000	¥8,400	¥1,700	¥0	¥235,450
進修第二	¥60,000	¥10,000	¥70,000	¥240,000	¥0	¥8,920	¥248,920	¥0	¥318,920	¥43,200	¥41,000	¥33,150	¥108,000	¥8,400	¥1,700	¥0	¥235,450
長栄	¥50,000	¥10,000	¥60,000	¥228,000	¥0	¥41,330	¥269,330	¥0	¥329,330	¥0	¥0	¥28,000	¥156,000	¥0	¥2,000	¥0	¥186,000
徳庵愛和	¥60,000	¥0	¥60,000	¥240,000	¥0	¥12,000	¥252,000	¥5,000	¥317,000	¥17,885	¥46,000	¥29,840	¥95,000	¥3,600	¥0	¥0	¥192,325
西堤	¥50,000	¥0	¥50,000	¥240,000	¥0	¥0	¥240,000	¥5,000	¥295,000	¥16,800	¥0	¥38,860	¥130,300	¥14,400	¥5,050	¥7,000	¥212,410
花園	¥40,000	¥10,000	¥50,000	※1 ¥234,000	¥0	¥0	¥234,000	¥5,000	¥289,000	¥0	¥38,000	¥59,900	¥139,500	¥8,400	¥1,800	¥0	¥247,600
東大阪大学附属	¥60,000	¥0	¥60,000	※1 ¥325,200	¥10,000	¥1,500	¥336,700	¥5,000	¥401,700	¥0	¥47,000	¥45,000	¥84,000	¥8,400	¥0	¥0	¥184,400
枚岡カトリック	¥50,000	¥10,000	¥60,000	¥198,000	¥0	¥33,720	¥231,720	¥2,000	¥293,720	¥0	¥0	¥56,340	¥85,000	¥8,400	¥3,200	¥0	¥152,940
松葉	¥50,000	¥0	¥50,000	¥234,000	¥0	¥0	¥234,000	¥3,000	¥287,000	¥19,200	¥38,500	¥48,000	¥177,200	¥0	¥3,350	¥0	¥286,250
みどり	¥40,000	¥20,000	¥60,000	¥255,600	¥0	¥51,700	¥307,300	¥5,000	¥372,300	¥0	¥0	¥16,060	¥19,800	¥10,800	¥0	¥0	¥46,660
森河内	¥50,000	¥0	¥50,000	¥240,000	¥0	¥6,000	¥246,000	¥0	¥296,000	¥28,500	¥0	¥37,820	¥66,000	¥13,000	¥11,100	¥11,400	¥167,820
桃の里	¥60,000	¥10,000	¥70,000	※1 ¥324,000	¥0	¥0	¥324,000	¥10,000	¥404,000	¥0	¥46,000	¥31,320	¥96,000	¥8,400	¥0	¥0	¥181,720
八戸の里	¥60,000	¥40,000	¥100,000	¥228,000	¥0	¥49,000	¥277,000	¥5,000	¥382,000	¥0	¥52,000	¥23,850	¥117,000	¥6,000	¥0	¥0	¥198,850
四葉	¥50,000	¥0	¥50,000	¥228,000	¥0	¥50,260	¥278,260	¥2,000	¥330,260	¥0	¥36,000	¥34,980	¥101,500	¥2,400	¥3,230	¥0	¥178,110

※この資料の数値は速報値であり、確定値ではありません。

注)※1 保育料に給食費が含まれている